

各位

法政大学 教職・資格担当

# 教職課程登録について

## 1. 履修カルテ

教員免許状取得を希望する学生は、卒業年次に「教職実践演習」という科目が必修です。この科目は、皆さん個人個人の教職課程の履修状況や成績を、ご自身で確認していただく性質があり、そのために用意されたツールが学習支援システム(WebClass)上の「Web 履修カルテ」です。教職課程を履修する皆さんは、これから履修カルテ作成を進めていき、決められた3回の時期に、教員によるチェックを受けていただきます。

履修カルテは、教員免許状取得のための達成度を、ご自身及び大学が確認するための大事な記録です。

## 2. 教職課程費

この履修カルテの利用には、「教職課程費」30,000円を納入の上、教職課程登録届を提出していただく必要があります。この教職課程費は、一度納入いただくと卒業まで有効ですが、途中で教職課程を辞めざるをえない事情が生じた等いかなる理由があっても、一度納入された教職課程費は返金できません。

また、この教職課程費には、今後皆さんが行う介護等体験の体験費13,000円と、教育実習を行う際に一部の実習校で必要となる教育実習費は含まれておりませんので、ご注意ください。

## 3. 「子ども性暴力防止法」に基づく性犯罪事実確認の可能性について

2026年12月25日より「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(略称:子ども性暴力防止法)」が施行されます。教育実習等の実施計画において、こどもと一対一になることが予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪に関する犯罪事実確認(前科有無の確認)が必要となる場合があります。教育実習の場合、確認が必要かについて最終的な判断は、教育実習校の学校設置者(自治体、学校法人等)が行います。

犯罪事実確認が必要と判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。その結果、性犯罪歴があると確認された者はこどもと接する実習はできず、教員免許取得はできません。

## 4. 登録締切日

登録締切日は、5月末日までとします。遅れる場合は、教職課程センターに相談してください。未登録でも教職科目を履修することはできますが、介護等体験や教育実習を申し込むには、教職課程への登録が必須です。また、履修カルテには修得した科目で学んだことを記録する欄もありますので、教員免許を取る意思が固ったら後回しにせず、登録することをおすすめします。

納入方法や登録届の提出先は別紙「教職課程費の納入について」を参照してください。

以上